

## 38. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

### 1. 改正のポイント

#### (1)趣旨・背景

地方公共団体の実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(以下「対象事業」という)に対して企業の寄附を促すことで、地方創生を応援することを目的とし2016年(平成28年)に創設された。

本税制の創設以降、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの優れた事例が出てきている。一方で、本税制を活用している地方公共団体は414団体(27.3%)にとどまっており、一層の活用促進を図る必要があることから、企業の自己負担分(※)の軽減など特例措置の拡充・延長を行う。

※改正前は、本制度を活用し対象事業に対して企業が寄附を行った場合、損金算入措置(法人税実効税率にあたる寄附額の約30%)に加え、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置(寄附額の合計30%)が適用でき、企業の実質的な自己負担は寄附額の約40%となっていた。

#### (2)内容

- ①地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の適用期限を5年間(2025年(令和7年)3月31日まで)延長する。
- ②税額控除割合を30%から60%に引き上げることで、企業の寄附インセンティブを高める。
- ③認定手続の簡素化により、地方公共団体の事務負担を軽減し、寄附対象となる選択肢の増加を図る。
- ④本税制と併用可能な国の補助金・交付金の範囲拡大により、地方公共団体の積極的な取組を促し、寄附対象となる選択肢の増加を図る。
- ⑤寄附可能な期間を拡大し、企業が寄附しやすいタイミングで寄附できるようにする。

#### (3)適用時期

2020年(令和2年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までに支出する特定寄附金(注1)について適用する。

#### (4)影響

税額控除割合が寄附額の30%から60%に引き上げられ、企業の実質的な自己負担は寄附額の約10%まで軽減される。

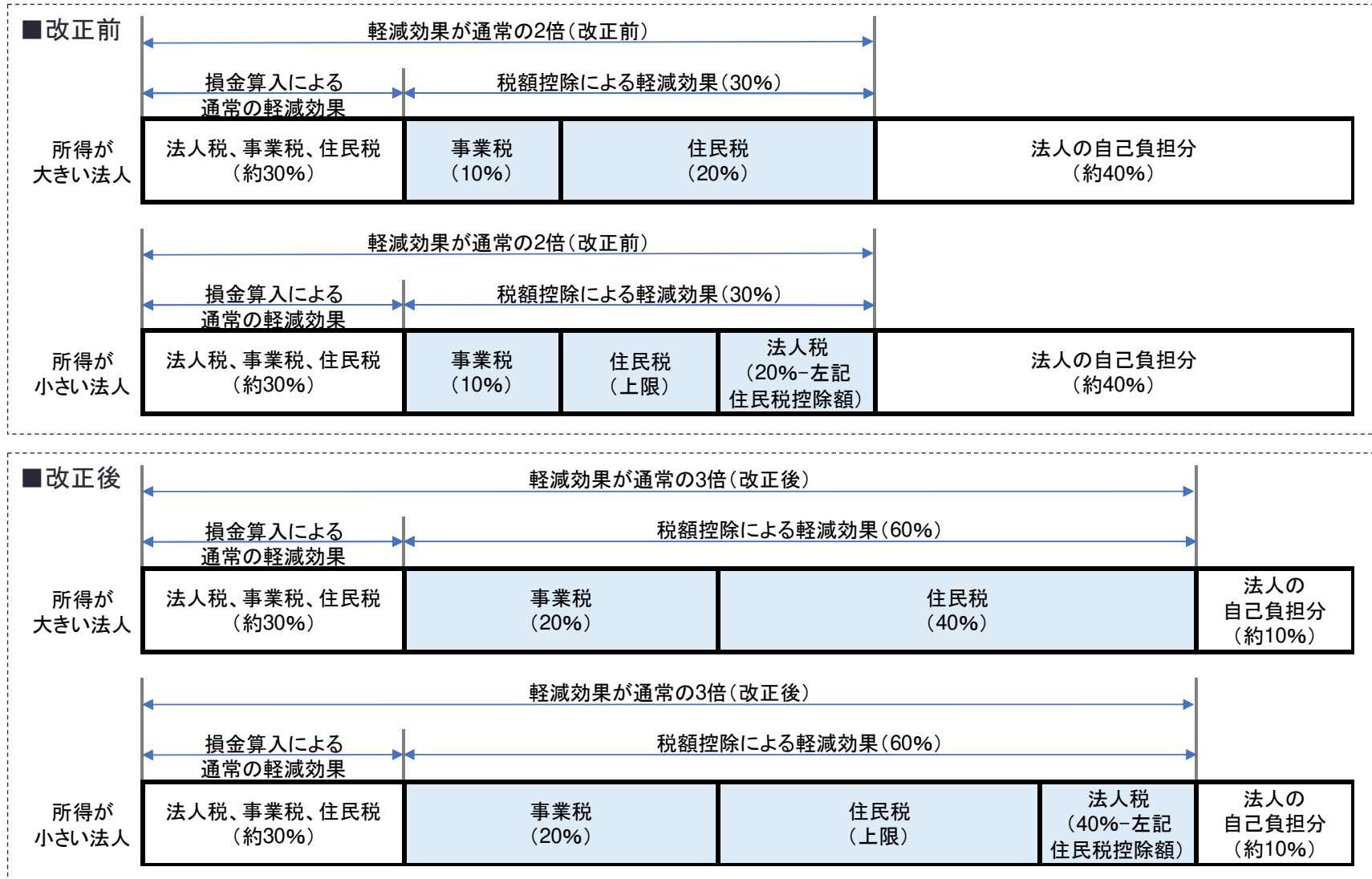
#### (5)実務のポイント

法人の所得金額等の状況によっては、同じ寄附金額であっても税額控除額が異なる可能性がある。

(注1) 適用対象となる特定寄附金は、認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金

# 1. 改正のポイント

## 改正のイメージ



(出典)内閣府資料「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要」を加工

## 2. 改正の趣旨・背景

### (1) 趣旨・背景

人口減少の深刻化や急速な高齢化をはじめ経済社会構造の変化が進む中、各地方公共団体が安定的に地域のコミュニティを支える行政サービスを提供するためには、持続可能な地方税財政基盤を確立していくことが重要である。

本税制は地方公共団体の実施する対象事業に対して企業が寄附を行うことを促すことにより、地方創生に取り組む地方を応援することを目的とし2016年(平成28年)に創設された。

本税制の創設以降、企業が創業地や工場・支店等の拠点を有する地方公共団体に寄附することにより、観光振興、移住・定住や人材育成・確保などの優れた事例が出てきている一方で、本税制を活用している地方公共団体は414団体(27.3%)にとどまっており、一層の活用促進を図る必要があることから、特例措置の拡充・延長を行う。

### (2) 実績

#### ① 企業版ふるさと納税の実績

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入件数	517件	1,254件	1,359件
受入額	747百万円	2,355百万円	3,475百万円

(出典)内閣府資料「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の寄附実績(平成28～30年)について」

#### ② 個人版ふるさと納税の実績(参考情報)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入件数	12,710,780件	17,301,584件	23,223,826件
受入額	284,408百万円	365,316百万円	512,706百万円

(出典)総務省自治税務局市町村税課資料「ふるさと納税に関する現況調査結果」

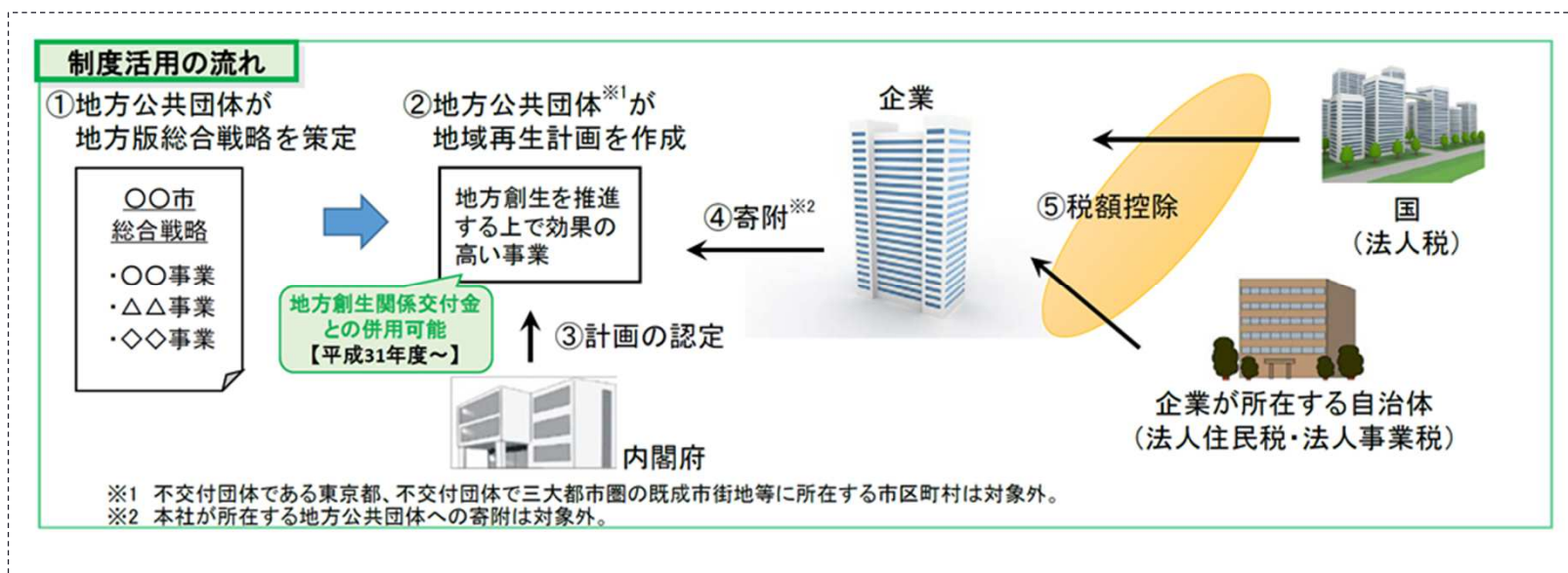
### 3. 改正の内容

#### (1) 制度の概要

改正前は、本制度を活用し対象事業に対して企業が寄附を行った場合、損金算入措置（法人税実効税率にあたる寄附額の約30%）に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人住民税、事業税、法人税に係る税額控除の措置（寄附額の合計30%）が適用でき、企業の実質的な自己負担は寄附額の約40%となっていた。

改正後は、税額控除割合が寄附額の30%から60%に引き上げられ、企業の実質的な自己負担は寄附額の約10%まで軽減される。

#### (2) 制度活用の流れ



(出典)内閣府資料「地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の概要」、及び制度概要ポスター・リーフレットを加工

### 3. 改正の内容

#### (2) 改正の内容

		改正前	改正後																																		
適用期間		2019年(令和元年)10月1日～2020年(令和2年)3月31日	2020年(令和2年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日																																		
制度概要		青色申告法人が一定期間内に特定寄附金を支出する場合に適用できる制度。対象となる寄附金については、損金算入措置に加えて、税額控除措置が講じられる	同左																																		
損金算入	寄附金	企業が地方公共団体に寄附する場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約30%(法人実効税率)の税の軽減効果がある <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 寄附額の下限は10万円</li> <li>■ 本店が所在する地方公共団体への寄附は対象外</li> <li>■ 寄附企業への経済的な見返りは禁止</li> <li>■ 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要</li> <li>■ 地方交付税の不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外</li> </ul>	同左																																		
税額控除		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td style="width: 15%;">法人事業税</td> <td style="width: 45%;">寄附金額 × 10%</td> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">20%</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">30%</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イ</td> <td>法人道府県民税</td> <td>寄附金額 × 2.9%</td> </tr> <tr> <td>法人市町村民税</td> <td>寄附金額 × 17.1%</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>法人税</td> <td>次のいずれか少ない金額 ・イで控除しきれなかった金額 ・寄附金額 × 10%</td> </tr> </table>	ア	法人事業税	寄附金額 × 10%	20%		30%				イ	法人道府県民税	寄附金額 × 2.9%	法人市町村民税	寄附金額 × 17.1%	ウ	法人税	次のいずれか少ない金額 ・イで控除しきれなかった金額 ・寄附金額 × 10%	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td style="width: 15%;">法人事業税</td> <td style="width: 45%;">寄附金額 × <u>20%</u></td> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">40%</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">60%</td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> <td rowspan="3" style="width: 5%;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イ</td> <td>法人道府県民税</td> <td>寄附金額 × <u>5.7%</u></td> </tr> <tr> <td>法人市町村民税</td> <td>寄附金額 × <u>34.3%</u></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>法人税</td> <td>同左</td> </tr> </table>	ア	法人事業税	寄附金額 × <u>20%</u>	40%		60%				イ	法人道府県民税	寄附金額 × <u>5.7%</u>	法人市町村民税	寄附金額 × <u>34.3%</u>	ウ	法人税	同左
ア	法人事業税	寄附金額 × 10%	20%		30%																																
イ	法人道府県民税	寄附金額 × 2.9%																																			
	法人市町村民税	寄附金額 × 17.1%																																			
ウ	法人税	次のいずれか少ない金額 ・イで控除しきれなかった金額 ・寄附金額 × 10%																																			
ア	法人事業税	寄附金額 × <u>20%</u>	40%		60%																																
イ	法人道府県民税	寄附金額 × <u>5.7%</u>																																			
	法人市町村民税	寄附金額 × <u>34.3%</u>																																			
ウ	法人税	同左																																			
認定手続の簡素化	地方公共団体の取組に影響	個別事業を認定する方式	包括的に事業を認定する方式																																		
対象事業の拡大	地方公共団体の取組に影響	国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分は原則として本税制の対象外	国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分も本税制の対象に含める																																		
寄附可能な期間の拡大	企業の取組に影響	認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金は対象外	認定地方公共団体がその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金も対象																																		

## 4. 適用時期

2020年(令和2年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までに支出する寄附金について適用

## 5. 参考

<b>事例1</b>		<b>事例2</b>	
地方公共団体	北海道夕張市	地方公共団体	秋田県
プロジェクト	コンパクトシティの推進加速化と地域資源エネルギー調査	プロジェクト	世界遺産白神山地の保全を通じて「高質な田舎」を実現するプロジェクト
総事業費	1,223,603千円(平成28年～平成31年)	総事業費	39,661千円(平成28年～平成31年)
事業概要	児童館、図書館等の多機能を備えた複合型拠点施設を整備するとともに、地域資源を活用するための足掛かりとなる調査を行う	事業概要	世界遺産白神山地の自然に触れ合う場を提供することで、交流人口の増加と地域の活性化を図るため、自然体験ツアーやエコツーリズムイベントを開催するとともに、白神ガイドの育成や登山道の改修等を行う
ポイント	創業地が北海道である(株)ニトリホールディングスが、夕張市に桜の植樹を実施するなど以前から同市とのつながりがあったところ、市長から直接事業の説明を受け趣旨に賛同し、4年間で5億円の寄附を決定	ポイント	秋田県藤里町に研究所がある(株)アルビオン、白神山地周辺の法面工事等を行う(株)アイビック、及びオリジナル設計(株)が、秋田県からの事業説明や呼びかけを受けて、寄附を決定
<b>事例3</b>		<b>事例4</b>	
地方公共団体	岐阜県／各務原市	地方公共団体	岡山県玉野市
プロジェクト	航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画／博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業	プロジェクト	たまの版地方創生人材育成プロジェクト
総事業費	岐阜県:63,900千円(平成28年～平成31年) 各務原市:708,340千円(平成28年～平成31年)	総事業費	161,809千円(平成29年～平成31年)
事業概要	「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」をけん引する高度な技術を持った人材の育成・確保を図るため、航空宇宙科学博物館の改築や同施設における宇宙教育プログラムの新規開発、企画展の開発等の取組を行う	事業概要	地域産業を支える人材を育成し、市内での就労を促進するため、市立玉野商業高等学校に工業系学科を新設するとともに、地元企業と連携・協働し、インターンシップ制度等、教育活動の充実を図る
ポイント	県と市が共同でチラシを作成し、博物館のPRと広報活動を行うとともに、トップセールスや企業訪問を実施し、つながりが強い航空宇宙関連の製造業等の企業が寄附を決定	ポイント	玉野市で創業し、市内に事業所を持つ(株)三井E&Sホールディングスが創立100周年を記念して6,500万円の寄附及び実習施設の新設等、総額1億円相当の支援を決定

(出典)内閣府資料「リーフレット」

38-6 (法人税:地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長)